白井市立南山中学校長

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について

お子様が新型コロナウイルスに感染した場合は、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。出席停止期間は、学校保健安全法により定められていますので、医師より登校の許可があり、お子様を登校させる場合には、下記の報告書に保護者の方が記入し、持参の上登校させてください。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合

<出席停止期間> 令和5年5月8日変更

- ・発症日から5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過するまでとします。
- ・ただし、発症日から10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、マスク着用をお願いいたします。
- *発症した日を0日目、症状軽快した時間を0時間とする。
- *5日間経過しても、発熱などがあれば、症状軽快後24時間まで、出席停止を 延長します。

新型コロナウイルス感染症 経過観察報告書

学校長 様

下記のとおり出席停止期間が過ぎ、感染のおそれがなくなったため、本日より登校させます。なお、医師の診断や療養の期間は次のとおりでした。

1	発症年月日		令和_	年	月	且		
2	診断年月日		令和_	年	月	日		
	症状軽快とな 定状軽快とは、		・使用せす	 『に解素	<u>月</u> 热してお	<u>日</u> り呼	吸器症状が改善傾向である場合をい	ハう
4	登校再開可能日		令和_	年	月	日		
5	医療機関名							
	令和	年	月	日	年	組	氏名	
					保護者	氏名	E	<u> </u>

*新型コロナウイルスに感染した場合の出席停止期間は、下表の通り「発症日を〇日として7日目まで、かつ症状が軽快してから24時間以上たっていること」となります。7日を過ぎても健康状態に不安がある場合は、診断を受けた医師やかかりつけ医師、保健所に相談してください。

有症状の方





参考*濃厚接触者の出席停止期間は下表の通り、5日目まで(短縮する場合3日目まで) となります。濃厚接触者が再登校する時の書類はいりません。

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
	原則となる 待機期間	最終 接触日		自宅待機(待機 最終日	待機 解除日		
濃厚接触者	待機期間を 短縮する場合	最終 接触日	É	宅待機(健康管				
				抗原定性 検査キットで 陰性	抗原定性 検査キットで 陰性→解除			